

## 第 8 9 号 議 案

### 足立区立子育てサロン条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

### 足立区立子育てサロン条例

( 設 置 )

第 1 条 この条例は、子育ての相談、子育てに関する情報提供及び子育て中の親子が交流することができる場の提供等を行うことにより、子育て中の親の孤立感や不安感の解消を図り、もって子どもの健やかな育ちを支援するため、足立区立子育てサロン（以下「子育てサロン」という。）の設置、管理及び利用について必要な事項を定めるものとする。

( 名 称 及 び 位 置 )

第 2 条 子育てサロンの名称及び位置は、別表のとおりとする。

( 利 用 日 )

第 3 条 子育てサロンの利用日及び利用時間は、規則で定める。

( 利 用 対 象 者 )

第 4 条 子育てサロンの利用対象者は、おおむね 3 歳以下の乳幼児とその保護者とする。

( 事 業 内 容 )

第 5 条 子育てサロンの事業内容は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 子育て中の親子が交流することができる場の提供
- ( 2 ) 子育てに関する相談
- ( 3 ) 子育てに関する事業の実施及び子育て関連情報の提供
- ( 4 ) 関係機関との連携
- ( 5 ) 家庭において保育を行うことが一時的に困難となった保護者

から、その保護する乳児又は幼児を、一時的に預かり、必要な保護を行うこと（以下「一時預かり」という。）。

（６） その他区長が認めた事業  
（一時預かり）

第６条 一時預かりの利用の要件、実施場所、利用日、利用時間、利用の  
手続等については、規則で別に定める。

（利用登録）

第７条 子育てサロンを利用する者（以下「利用者」という。）は、初  
めて利用する際に利用登録を行い、登録証の発行を受けるものとする。

２ 利用者は、２回目以降の利用時には、登録証を提示して利用するも  
のとする。

３ 利用者は、登録内容に変更があったときは、遅滞なく届け出るもの  
とする。

（利用料）

第８条 一時預かりの利用料は、１時間当たり５００円とし、その他の  
子育てサロンの事業に係る利用料は、無償とする。

（指定管理者による管理）

第９条 子育てサロンの管理に関する業務は、地方自治法（昭和２２年  
法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団  
体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

２ 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情がある  
と認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（指定管理者の指定）

第１０条 前条第１項の規定による指定を受けようとする者は、規則で  
定めるところにより、区長に申請しなければならない。

２ 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める  
基準により子育てサロンの目的を最も効果的に実現することができる  
者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者と

して指定するものとする。

- 3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会への諮問)

第11条 区長は、子育てサロン西新井に係る前条第2項の規定による指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区こども未来創造館条例(平成24年足立区条例第32号)第21条第1項の足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会に諮問することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第5条に規定する事業
  - (2) 施設の維持管理に関する業務
  - (3) その他、区長が子育てサロンの管理運営に必要と認める業務
- (管理の基準)

第13条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

- 2 指定管理者及び子育てサロンの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、子育てサロンを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、子育てサロンの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者評価委員会への諮問)

第14条 区長は、子育てサロン西新井に係る指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区こども未来創造館条例第24条第1項の足立区ギャラクシティ運営評価委員会に諮問することができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で別に定める。

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表子育てサロン千住大橋の項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行前に足立区こども未来創造館条例の規定に基づきなされた子育てサロン西新井に係る指定管理者の選定審査及び指定の手続は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に足立区子育てサロン事業実施要綱（23 区住発第 2757 号）の規定により利用者として登録している者は第 7 条第 1 項の利用登録を行った者と、現に同要綱の規定により交付されている登録証は同項の規定により発行された登録証とみなす。

別表（第 2 条関係）

名称	位置
子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目 28 番 7 号
子育てサロン六月	足立区六月一丁目 6 番 1 号
子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目 1 番 9 号
子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目 11 番 2 号
子育てサロン千住	足立区千住仲町 19 番 3 号
子育てサロン関原	足立区関原二丁目 10 番 10 号
子育てサロン上沼田	足立区江北四丁目 17 番 20 号 101 号室
子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目 27 番 1 号
子育てサロン北鹿浜	足立区鹿浜五丁目 27 番 1 号
子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目 3 番 1 号
子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町 1 番地 13

( 提案理由 )

足立区立子育てサロンを公の施設として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。